

# 告 示

埼玉県告示第八百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店ペット・ガーデンセンター

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千三百三十一番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車場出入口に路面表示（停止線（実線）止まれ）をすること。

## 二 縦覧期間

平成二十五年六月十八日から平成二十五年七月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター